

相模原市農業委員会第2回会議議事録

開 会 日 時 平成31年4月25日 午後1時35分

閉 会 日 時 平成31年4月25日 午後3時13分

開 催 場 所 市民会館4階 第3中会議室

出 席 委 員 (印)

	西山 和秀		中里 州克		榎田 和子
	八木 拓美		市川 忠孝		藤村 達人
	關山 富雄		小林 康史		高橋 三行
	古木 清		齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章		加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
	渋谷 利雄		金井 睦		

出席委員 19名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 中山隆司
山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席1番

議席6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第7回農地あっせん委員会報告
3		第1回農地あっせん委員会報告
4		第1回農政運営委員会報告
5		第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告
6	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について
8	議案第5号	農地法第5条の規定による許可申請について
9	議案第6号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第7号	農用地利用集積計画の決定について
11	議案第8号	農用地利用集積計画の決定について
12	議案第9号	農用地利用集積計画の決定について
13	報告第1号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
14	報告第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
15	報告第3号	農地所有適格法人の報告について
16	報告第4号	農地造成工事の完了報告について
17	報告第5号	非農地証明書の発行について
18	報告第6号	国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
19	報告第7号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
20	報告第8号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
21	報告第9号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第2回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は19名で、定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、1番西山和秀委員、6番阿部健委員をご指名いたします。

日程1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

鈴木次長に報告いたさせます。

事務局（鈴木次長）

お手元にお配りしております会務報告書をご覧いただきたいと存じます。

平成31年3月28日から平成31年4月24日までの主な会務につきまして、ご報告させていただきます。

初めに、1の会議、県関係でございます。

4月16日、産業貿易センター10階県農業会議執務室におきまして、かながわ農業委員会女性協議会・役員会が行われ、榎田委員がご出席されております。内容につきましては、かながわ農業委員会女性協議会の運営についてほかでございます。

次に、4月17日、産業貿易センター7階大会議室におきまして、神奈川県農業会議常設審議委員会が行われ、八木会長、榎田委員がご出席されております。内容につきましては、農地法に係る諮問について、本市報告5件ほかでございます。

次に、市関係でございます。

3月28日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、農業委員会第37回総会が開催され、農業委員19名が出席されています。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

次に、3月28日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、第7回農地あっせん委員会が開催され、農地あっせん委員19名が出席されております。内容につきましては、平成30年度農地再生モデル事業についてほかでございます。

次に、4月1日、市民会館3階第1大会議室におきまして、農業委員会第1回総会が開催され、農業委員19名が出席しております。内容につきましては、小委員会の設置等についてほかでございます。

次に、4月1日、市民会館3階第1大会議室におきまして、第1回農地あっせん委員会が開催され、農地あっせん委員19名が出席しております。内容につきましては、委員長の選任についてでございます。

次に、4月1日、市民会館2階第3小会議室におきまして、第1回農政運営委員会が開催され、農政運営委員12名が出席しております。内容につきましては、委員長の選任についてでございます。

おめくりいただきまして裏面になります。

4月12日、産業会館4階特別会議室におきまして、第1回農地利用最適化推進委員連絡会が開催され、農地利用最適化推進委員19名、農業委員18名が出席されております。内容につきましては、相模原市農業委員会の概要についてほかでございます。

次に、4月18日、市役所本館5階会長室におきまして、役員会が開催され、八木会長、阿部副会長が出席されております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

次に、その他でございます。

4月5日、相模原市農協営農センター会議室におきまして、農業経営事業運営協議会が開催され、私、次長が出席しております。内容につきましては、平成30年度農業経営事業報告についてほかでございます。

次に、4月5日、相模原市農協営農センター会議室におきまして、農用地利用調整協議会が開催され、私、次長が出席しております。内容につきましては、平成30年度農用地利用集積円滑化事業経過報告についてほかでございます。

続きまして、2のその他、県関係でございます。

4月10日、県農地課、県農業会議、県農業公社への挨拶といたしまして、八木会長、阿部副会長、高橋前会長、相澤事務局長、私、次長ほか事務職員が出席しております。

続いて、市関係でございます。

4月1日、市役所本館2階第1特別会議室におきまして、農業委員会委員選任発令式が開催され、農業委員19名、相澤事務局長が出席しております。

次に、4月18日、中央区田名におきまして、新任農業委員現場研修会本庁地区が開催され、八木会長、農業委員3名が出席しております。内容につきましては、農地法第4条の許可申請案件についての現場研修についてでございます。

次に、4月19日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、市長退任式が行われ、相澤事務局長が出席しております。

3ページに移ります。

4月19日、緑区青山におきまして、新任農業委員現場研修会津久井地区がで行われ、八木会長、阿部副会長、農業委員4名が出席しております。内容につきましては、農地法第5条の許可申請案件についての現場研修でございます。

次に、4月22日、秘書課応接室2におきまして、市長就任に当たり、新市長との面会が行われ、八木会長が出席しております。

次に、4月22日、職員会館2階体育室におきまして、市長就任式が行われ、八木会長、相澤事務局長、私、次長、事務職員が出席しております。

4月23日、中央区田名におきまして、新任推進委員現場研修会本庁地区が行われ、阿部副会長、農業委員1名、農地利用最適化推進委員5名が出席しております。内容につきましては、農地利用状況調査についての現場研修でございます。

最後に、その他になりますが、4月10日、相模原市農協営農センターにおきまして、平成31年度農業研修講座開校式が行われ、私、次長が出席しております。内容については、援農システム整備事業による農業研修講座の開講式でございます。

以上、ご報告申し上げます。

議長（八木会長）

ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 第7回農地あっせん委員会報告

議長（八木会長）

続いて、日程2「第7回農地あっせん委員会報告」をいたします。

關山委員長から報告をお願いいたします。

委員長（關山委員）

3月28日に行われました第7回農地あっせん委員会の結果を報告します。別途配付されております報告資料をご覧ください。

4の議題についてですが、(1)といたしまして、平成30年度農地再生モデル事業について、事務局から、津久井地域における農地再生モデル事業について、平成30年度事業実施結果の説明がありました。

(2)といたしまして、農地あっせんの状況について、事務局から、平成30年度の利用権設定及び中間管理事業を活用した農地のあっせん状況について説明がありました。

(3)としまして、新規就農者の推移について、事務局から、平成21年度から30年度までの新規就農者の推移について説明がありました。

(4)といたしまして、平成30年度利用意向調査の結果について、事務局から、平成30年12月に発送した利用意向調査の回答結果について説明がありました。

以上で第7回農地あっせん委員会の結果報告を終わります。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第7回農地あっせん委員会報告を終わります。

日程3 第1回農地あっせん委員会報告

議長（八木会長）

続いて、日程3「第1回農地あっせん委員会報告」をいたします。

關山委員長から報告をお願いいたします。

委員長（關山委員）

4月1日に行われました第1回農地あっせん委員会の結果を報告します。

当日の総会で委員会が設置され、委員が選任されたことに伴い、正副委員長を互選いたしました。委員長には私、關山が、副委員長には市川忠孝委員が選任されました。

以上です。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第1回農地あっせん委員会報告を終わります。

日程4 第1回農政運営委員会報告

議長（八木会長）

続いて、日程4「第1回農政運営委員会報告」をいたします。

菱山委員長から報告をお願いします。

委員長（菱山委員）

4月1日に行いました農政運営委員会の結果を報告いたします。

当日の総会で委員会が設置され、委員が選任されたことに伴い、正副委員長を互選いたしました。委員長には私、菱山が、副委員長には西山和秀委員が選任されました。

以上、農政運営委員会の報告とさせていただきます。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第1回農政運営委員会報告を終わります。

日程5 第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

続いて、日程5「第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。

阿部副会長から報告をお願いします。

委員長（阿部副会長）

4月12日、産業会館にて行われました第1回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。

4の議題でございますが、1つ目が相模原市農地利用最適化推進委員の身分証等について、配付物の説明が事務局からございました。

2つ目ですが、相模原市農業委員会の概要につきまして、事務局から説明がありました。

3つ目ですが、相模原市農業委員会例規集について、事務局から説明があり、委員から、活動報告について質問がございました。

続きまして、農地利用最適化推進委員の活動の手引きについて、事務局から説明があり、委員から、農地の判定基準について質問が出ました。

5つ目ですが、相模原市農業委員地区担当制推進要領について、事務局から説明がございました。

6つ目ですが、相模原市農地利用最適化推進委員互助会規約及び幹事の選出について、当互助会規約について、事務局から説明があり、青木推進委員が幹事に選出されました。

7つ目ですが、平成31年度相模原市農地利用最適化推進委員連絡会等の日程について、事務局から説明がありました。

8つ目ですが、相模原市農地利用最適化推進委員の担当区域について、事務局から説明がございました。

最後に、その他といたしまして、今後の会議等の日程について、事務局から説明がありました。

以上、4月12日開催の連絡会の結果でございます。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第1回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程6議案第3号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

議案の朗読の前に、皆様のお手元に、議案の用語についてという2枚つづりの用紙があるかと思えます。本日の日程に合わせた形で、こういった事務処理であるかなどの流れを簡単に記載しておりますので、こちらと照らし合わせながら、議案を審議していただけたらと思います。

それでは、1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1及び3-2は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。平成31年4月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページをご覧ください。

收受番号3-1は、中央区田名に住む譲受人が、水郷田名に住む譲渡人が所有する田名の農地について、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、中央区田名の田、1筆、792㎡です。申請理由は経営規模拡大のため、今後は水稻の栽培を行うことを計画しております。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、譲受人は家族経営を行っており、経営農地が24筆、17,175㎡で全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上も満たしております。農作業常時従事要件については、譲受人が250日、譲受人の父が200日及び母が100日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、收受番号3-2は、譲受人が農業経営規模拡大のため、農地を取得するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は2ページをご覧ください。申請地は、下溝の畑、1筆、756㎡です。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、譲受人は農地所有適格法人であり、経営農地4筆、2,306㎡を全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上も満たしています。法人要件については、農地所有適格法人の要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連いたしまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号3 - 1については、中央地区担当委員さん、お願いいたします。

14番（金井委員）

中央区田名の水田の関係ですが、本人とお話ができまして、譲渡人から耕作が難しくなったということで後任を持ちかけられ、価格が合ったという趣旨を聞きました。ほかにも本人たちの水田もありますし、規模拡大ということで、特に問題はないように思われます。

議長（八木会長）

收受番号3 - 2については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

4月22日に現地を見てまいりましたけれども、規模拡大ということで、いろいろ土地を買われておりますが、経過を見ていますと、かなりきちんとやられておりますし、事務局の説明どおりで、特に問題ないかと思えます。

以上です。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第3号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程6議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 7 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程 7 議案第 4 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、3 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号 4 - 1 から 4 - 4 及び 4 - 1 0 0 1 は、相当とする理由があるので、農地法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。平成 3 1 年 4 月 2 5 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4 ページをご覧ください。

收受番号 4 - 1 は、申請人が所有する上溝の農地、3 筆、2,151 m²を、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は 3 ページをご覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック積み 1 から 3 段で土留めし、フェンスを設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は田尻第 1 公園の西約 3 2 0 m です。

続きまして、收受番号 4 - 2 は、申請人が所有する大島の農地、1 筆、2,029 m²のうち、853.45 m²を農業用施設として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は 4 ページをご覧ください。農地区分は農用区域内農地です。申請理由といたしましては、現在使用している農業用施設が農業経営規模拡大に伴い手狭となったため、新たに農業用施設を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、西側をブロック積み 1 から 2 段で土留めをする計画です。なお、南側については、自己所有農地のため、土留め等は設置いたしません。雨水については、雨水浸透ます及び砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模川清流の里の東約 1 0 0 m です。

続きまして、5 ページをご覧ください。

收受番号 4 - 3 は、申請人の所有する田名の農地、2 筆、945 m²を資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は 5 ページをご覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、建設業者からの要望により、資材置き場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西側及び北側は既存ブロック 2 段積みを利用し、東側は既存 R C 擁壁を利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はしおだこぶし橋公園の西約 2 8 0 m です。

続きまして、收受番号 4 - 4 は、申請人の所有する田名の農地、1 筆、485 m²を駐

車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は6ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西側及び南側は既存RC擁壁及び既存ブロック積みを利用し、北側及び東側は独立基礎ブロックによるメッシュフェンスを設置する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はたんぽぽ保育園の北西約120mです。

以上で本庁案件の説明を終わります。

事務局（松島所長）

続きまして、津久井事務所管内の1件、收受番号4-1001について説明いたします。5ページをご覧ください。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、隣接宅地に貸家住宅を所有する申請人が、申請人の所有する緑区青山の農地、1筆、181㎡を敷地拡張するために転用するものでございます。申請理由としましては、入居者が見込めるよう、庭付き一戸建てにするため、貸家住宅の庭敷地として転用するものでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設の土留め鋼板、新設の土留め矢板で土留めする計画で、雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地は串川出張所の南東約500mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連いたしまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号4-1については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

10番（小林委員）

4月21日に現地を確認してまいりました。面積的に2,151㎡と、かなり広い畑です。現況ですけれども、ブロッコリーが植わって、トラクターで耕うんしてあったり、畑として使用していた形跡はございます。桑の木で境がしてあるんですけれども、きちんと測量していただいて、隣接地と境界を決めてやっていただければ問題はないかと思えます。ブロック2段積みで、上がメッシュのフェンスということで、見通しも悪くないのかなとは思えます。トラック22台分ということで、かなり大規模な駐車場だなと思えますけれども、特に問題はないかと思えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

次に、收受番号4-2については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

4番（古木委員）

今回、初めて現場のチェックをしました。4月20日、朝一番に、申請者の家のところを通ったら、本人とばったり会いまして、この裏がそうだよと、預かっている地図に合わせて現場確認をしました。水道は穴を掘って、浸透ますは、まだこれからですという説明がありました。北側、東側、南側の道路は市道になっておりますので、2カ所、

T字路のところでは終点図面になっておりますので、こちらは特に問題はない。ただ、隣の境については、くいが1本打ってあって、隣にたまたま地主さんがいまして、境界などは全部確認しました、特に問題ありませんというお話を聞きました。申請どおりであるということをご報告いたします。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号4 - 3及び4 - 4については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

14番（金井委員）

4 - 3ですけれども、4月18日に、新人の農業委員の研修と重ね合わせて現地を確認しました。三方が道路ということで、土留め等もしっかりなされております。隣のフェンスは隣で許可をとってあるほうのフェンスなので、それがちょっと気にはなるんですけれども、この土地に関しましては、今のところ、特に問題はないかと思われま

す。4 - 4に関してですが、4月21日に現地を確認してきました。こちらでも2方が道路に隣接し、もう2方が宅地に隣接して、直接、ほかの畑等に隣接しているところではなく、10cmぐらいの土留め等もしてありますし、特に問題はないように思われます。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号4 - 1001については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

4月24日に現地確認をしてまいりました。7ページの図にありますように、一番上にバス停の印があるところが国道でして、右へ行きますと小倉橋、左へ行くと、ぐるっと回って三ヶ木に行くところです。等高線ではわかりにくいんですが、現地はここからずっと低くなっています、串川のところまで、ずっと低くなっています。串川を越えたところの現地です。ここの家は空き家になっていまして、この奥のところは、以前、家庭菜園か庭として使われていた形跡がありました。ほかに使い道がないので、この家と庭兼菜園をひっくるめて、どなたかに貸したいということで申請がありました。この家は築十五、六年だと思んですが、在来工法で非常にしっかりつくってあります。2階建てで、家族が住むにも十分な広さがあります。そこに庭兼菜園がついていれば、十分活用できるかなと思いました。ここはこういう活用しかできないので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（八木会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

10番（小林委員）

収受番号4 - 2ですけれども、農振農用地ということで、農業施設、具体的にどういった施設をつくるのかを教えてくださいたいんです。

事務局（伊藤担当課長）

図面としては4棟に分かれるんですが、建物としては2棟かなという感じです。集出荷をするという利用計画と聞いています。1年前ぐらいからこの計画をやっています、役所側との手続に相違があったりして、ちょっと長引いてしまったんですけど、ここでやっと書類等が整って、建築に踏み出せるという状況でございます。

10番（小林委員）

集出荷施設ということで、要するに、加工施設は入っていないという考えでいいですか。

事務局（伊藤担当課長）

一応、中は倉庫という形で、空洞という利用の建物となっていますが、冷凍庫を置くスペースも入っておりますので、両方合わせて、加工などについては、予定ですけど、第2期工事を計画しているようで、また、そのときに新たに出てくるかなとは考えております。

4番（古木委員）

出ている図面は、こういう形で、4棟、6.5mの高さの1つは、4つに分かれて、ハウスと思われるんですよ。これが北なので、こちら側に木造や何かで日影になるようなものは許可されないと思うんですが、ハウスものなら、光が通るだろうと。境界から1mちょっとしか離れていませんということで、このハウスそのものは特に問題ないのではないかと。どのように話をしたか詳しくは知りませんが、一応、了解しています。たまたま、朝行ったら本人がいたのと、隣の地主さんが畑をやっていた。柿を20本ぐらい植えているようなところですよ。特に問題ないとは思いますが、まだ現物はできていないので、やっぱり、現物はチェックしたほうがいいかなと思います。上が北ですから、東側は土手になっているんですよ。左側は相模川です。手前は私が今住んでいる白っぽい3棟のハウスですが、こちら側は田んぼ、畑という状況です。右下のほうから東なので、光は入るかなと思われます。ただ、この申請どおりに建ったかは確認したいと思います。

17番（高橋委員）

委員から意見が出ましたので、私も確認したいことが何点かございます。

まず、農業用施設の素材は何でできているのか。それと853.45㎡、なぜこれだけの面積が必要かということをもう少し詳しく説明していただかないと簡単には理解できないなと思いますので、ひとつよろしくお願いいいたします。

事務局（伊藤担当課長）

先に面積から説明しますと、約140㎡のものを2棟建てます。間に、砂利敷きですけども、見た目はつながっているような形で作る構造になっています。2棟ある手前のところに屋根をつくる関係で、それも建物として1棟カウントされています。

もう一つ、2棟並んだその横に、並びで軒をつくる。その面積が34㎡ぐらいという建物をつくる予定です。

17番（高橋委員）

建設資材の説明がないと、我々が頭の中で描くのにわかりにくいんですね。まず、建設資材を教えてください。

事務局（伊藤担当課長）

構造は鉄骨造です。

17番（高橋委員）

基礎は。

事務局（伊藤担当課長）

基礎はあります。

17番（高橋委員）

独立基礎とか布基礎とか。

事務局（伊藤担当課長）

資料が細かくないのでわからないんですけど、開発許可は、きちんとした基礎があるものでなければとれません。それにあわせて、きちんと手続を進めてきていますので、建物自体は基礎がついております。

17番（高橋委員）

853.45㎡が必要かどうかというところの論議がなさ過ぎるなと私は思うんですけども。

事務局（伊藤担当課長）

計画図で申しますと。

17番（高橋委員）

計画図よりも、1期に2,029㎡あるから、853.45㎡は簡単に認められるんですよということでもいいのかな。

事務局（伊藤担当課長）

計画の中には、当然、敷地としては、建物以外に通路部分もありますから、それも含んだ転用面積になります。

17番（高橋委員）

建蔽率がこうだからこうなるよというなら、まだ理解もできるし、その辺の説明の仕方が私にはちょっと理解しにくい。

事務局（伊藤担当課長）

建築基準法については、建築できちんと調整して、許可がおりる設計で行っております。農地法に関しては、この建物を建てるに当たって、それだけの面積が必要か、配置図等や作業の通路形態を見て、妥当と判断しております。

17番（高橋委員）

そうですか、それならいいですよ。

16番（藤村委員）

揚げ足を取るようだけど、事務局はすごく理解されていると思うんだけど、こうやって審議されたときに、二百何坪、結構、大きいですよ。だから、これ、大きいなと思ったときに、建物はこれだけで、周りに附帯設備がありますよとイメージできれば、それでいいですよ。

議長（八木会長）

ほかに何かご質問ございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第4号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程7 議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 5 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、6 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号 5 - 1 から 5 - 3 及び 5 - 1 0 0 1 から 5 - 1 0 0 4 は、相当とする理由があるので、農地法第 5 条第 3 項において準用する同法第 4 条第 3 項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。平成 3 1 年 4 月 2 5 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、7 ページをご覧ください。

收受番号 5 - 1 は、貸人が所有する麻溝台 2 丁目の農地、1 筆、1 9 8 m²を、借人が使用貸借で借り受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は 8 ページをご覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、現在、アパートに居住しており、子供が成長し、手狭となったため、実家の南側隣接地に自己住宅を建設するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、接道部分を除き、ブロック 1 段積みで土留めする計画です。雨水については、雨水浸透ますによる敷地内浸透とする計画です。汚水については、公共下水道に接続いたします。申請地は北里大学東病院の南約 1 5 0 m です。

続きまして、收受番号 5 - 2 は、譲受人の株式会社 W I N B E L L が、譲渡人が所有する麻溝台の農地、1 筆、3 3 0 m²の所有権移転を受け、資材置き場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は 9 ページをご覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、土地区画整理事業に伴い、従前用地が使用できなくなったため、新たに資材置き場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、東西をブロック 2 から 4 段積み、南側を R C 擁壁で土留めし、西側にはスチール鋼板を設置する計画です。出入口については門扉を設置いたします。雨水については、土の状態による敷地内浸透とする計画です。申請地は小松会病院の北西約 1 4 0 m です。

続きまして、收受番号 5 - 3 は、譲受人の有限会社志村工務店が、譲渡人が所有する上溝の農地、1 筆、1, 0 3 4 m²の所有権移転を受け、資材置き場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は 1 0 ページをご覧ください。農地区分は第 3 種農地です。申請理由といたしましては、現在、使用している資材置き場を返却し、新たに事業所の近くに資材置き場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、R C 擁壁で土留めし、フェンスを設置する計画です。出入口については、キャスターゲートを設置いたします。雨水について

は、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は県立上溝南高校の南隣です。

以上で本庁案件を終わります。

事務局（松島所長）

それでは、津久井事務所管内の4件について、ご説明いたします。7ページから10ページをご覧ください。

初めに、收受番号5-1001について、ご説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は11ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、譲渡人が所有の緑区佐野川の農地、1筆、112㎡を所有権移転して、資材置き場に転用するものです。申請理由は、譲受人は林業を営んでおり、現在使用している資材置き場が手狭となり、新たに材木及び林業機材を置く資材置き場を確保するためでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設の土留め鋼板、新設土留め矢板で土留めする計画で、雨水は敷地内浸透とする計画です。申請地は佐野川連絡所の北東約2,000mとなっております。

続きまして、收受番号5-1002は、貸渡人が所有する緑区青根の農地、10筆、2,002㎡に、借受人が賃借権を設定して、キャンプ場敷地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は12ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。農地区分は第2種農地です。申請理由は、借受人はキャンプ場を営んでおり、現在使用しているテント設置敷地が手狭となり、新たに確保するものでございます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、北側は既設道路擁壁、南側は既設水路擁壁等で土留めする計画で、雨水は敷地内浸透とする計画です。基本的に、今回の転用に当たりましては、造成などは一切行わず、自然形状のまま、テント設置場として使用する計画です。なお、申請地の地図をご覧くださいと、細長い敷地の両側に農地が残っておりますが、こちらにつきましては、地権者の方から転用申請に同意をいただいているとともに、今後、今回の申請地と同様に、テント設置場として転用したい意向と伺っております。申請地は青根出張所の北東約600mとなっております。

続きまして、收受番号5-1003は、貸渡人が所有する緑区青山の農地、5筆、1,891㎡に、借受人が賃借権を設定して、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は13ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。農地区分は第2種農地です。申請理由は、事業所新設に伴い、新たに駐車場を確保するためです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設鋼板及び既設擁壁等で土留めする計画です。また、中央部に穴抜き状に道路、こちらは認定外の道路ですが、こちらと、南側の県道に接する部分には素掘り側溝を設置して、道路側への土砂流出を防ぐ計画となっております。雨水は碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、補足説明でございますが、賃借人はリニア中央新幹線関連工事の一部を請け負うこととなりまして、こちらを神奈川県北部の拠点として、申請地の隣接地に事務所、宿舎を整備する計画となっております。申請地は串川保育園の南西約200mです。

最後に、收受番号5-1004について、ご説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は14ページとなりまして、斜線部分が本案

件の申請地となります。なお、案内図では、斜線部分は接道を満たしていないように見えますが、半円状の道路、新しく直線状に国道ができましたので、従来の道路が半円状に残っているんですけれども、その道路と今回の斜線部の間には道路敷地があることを確認しておりますので、きちんと接道要件を満たしていることを説明させていただきます。本案件につきましては、譲渡人が所有の緑区長竹の農地、1筆、401㎡を、所有権移転して、自己住宅に転用するものです。申請理由は、現在、祖母所有の住宅に同居しており、独立して自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第2種農地でございます。隣地への被害防除につきましては、土地区域の明確化と、土留め策として、新設土留め鋼板、新設ブロック2段積みで土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は串川中学校の南東約500mとなっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連いたしまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

収受番号5 - 1及び5 - 2については、南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

4月22日に現地を見てまいりました。

5 - 1ですけれども、農地は、既に住宅を建てるためか、その部分だけは耕作していませんが、ほかはきれいに耕作されていまして、自己住宅を建てるということですので、特に問題はないかと思えます。

5 - 2ですけれども、資材置き場ということで、現在、一時的に耕作はされておられますが、右側の道路にちょうど突き当たる形の角地で、これだと正方形に見えますが、向こう側が入り口で、手前が広くて、狭まって、向こうから入ってくるということになって、一番手前側に土などを置くということで、あとは資材を置く形ですけど、手前側は2mのRC鋼板を建てる。左側の道路側は1.5から2mの鋼板を建てる形になっているんですけれども、手前をこうして左の道路に突き当たるんですが、現在は何もありませんから視界はいいんですが、ちょっと視界が悪くなるということで、左側は元住宅があったみたいですが、そこも植木などが植わってれば、当然、視界は悪くなるんですが、いずれにいたしましても、安全の確保という面からいくと、今回、ここを借り受ける方に、鋼板の間に透明板を入れて、少しでも安全確保対策として、ミラーをつけるとか、いろいろな方法はあると思うんですが、事務局からお願いしていただくということで、何か対策をしていただければいいのではないかなと思います。法律的には、だめと言うことはできませんので、施工者に協力いただく形をお願いしているところでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（八木会長）

今の件で、事務局、よろしいですか。

事務局（伊藤担当課長）

關山委員からご連絡を受けまして、申請代理人にその旨を伝えまして、施工時には、2mの鋼板をちょっと下げてもらうことを何とか検討してもらえないかと伝えてあります。

議長（八木会長）

次に、收受番号5 - 3については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

10番（小林委員）

4月21日に現地を確認してまいりました。現況は、畑としてきれいに耕作してある状態です。上溝南高校の真裏で、上溝南高校から下は農用地で、約29ヘクタールですけれども、確認したところ、ここは農用地ではありませんでした。資材置き場と駐車場ということで、周りがほぼ畑、左側に水道道、緑道がありまして、その左側の土地は農用地です。ちょっと外れた一画ですけれども、転用に関しては問題ない土地で、周りに農用地が広がっていますので残念な思いもありますけれども、法律的に、しょうがないのかなとは思いますが。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1001については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

23日の午後、現地を見てまいりました。現在の状況は、普通畑としてジャガイモ等を植えてあって、適正に管理してありました。場所は、3方が沢に囲まれていて、農地転用しても他の農地への影響は全くないと思いますので、問題なしと判定いたしました。

以上です。

議長（八木会長）

次に、收受番号5 - 1002については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

2番（八木 拓美委員）

4月23日に現地を視察してきました。まず現状についてですけれども、耕作はされていませんが、下刈りがされていて、非常にきれいな状態が保たれており、問題はないと思います。補足説明として、今回、仮設になると思うんですけれども、対象の地域にテントを9棟建てるとということで、土留めなどは一切せずに、現状のままということで申請が上がっています。審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

続きまして、收受番号5 - 1003については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

15番（榎田委員）

4月24日に現地確認をしてまいりました。13ページの地図で見ますと、国道412号線が通っていて、ずっと右側へ行きますと、先ほど4条でご確認いただいた道につながって、小倉橋につながっています。もう一つが下のほうで、県道鳥屋川尻線がありまして、県道鳥屋川尻線から車線の左側にずっと細い道が上がっていますが、これが国道につながっています。先ほど事務局の説明がありましたように、東京の竹中土木がリニアの請負をするのに、六十数台の駐車場、それから事務所が必要ということで、既に許可済みのところに事務所と宿泊所を建てて、今度の車線のところに駐車場を確保するというございます。将来的に、竹中土木がこのままの状態でも営業を続けるかどうかは全く予測がつかないんですけれども、鳥屋川尻線から入っていく車線の左側

のところは割と細い道で、車線の土地に対して斜面になって下がっています。そこを調べてもらったところ、斜面の途中までが道路で、途中からがこっこの畑の分ということですが、これを加工すると道路に影響があるし、通行には全く影響がないので、削って何かをするということはないということです。ですから、将来的にもこのままの状態でもやらえれば、道路の崩壊はないのではないかなと思います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（八木会長）

この件については、先般、新しい委員さんと一緒に、現地の研修ということで、副会長ともども見させていただきました。それだけ報告させていただきます。

続きまして、収受番号5 - 1004については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

9番（市川委員）

昨日の午後、現地を確認してまいりました。前の写真を見ていただくとわかるように、細長く、北傾斜になっております。少し勾配があるもので、雨水に注意していただければいいのではないかと思います。国道412号のすぐ脇ということで、隣に2軒あって、住宅に挟まれる形で細長く不耕作地帯ということで、あとは事務局の説明どおり、よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第5号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程8議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第6号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、11ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-1001から31-1002は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。平成31年4月25日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページをご覧ください。案内図は15ページをご覧ください。

整理番号31-1001は、経営規模維持のため、利用権を更新するものでございます。契約期間は9年7カ月、件数は1件、1筆、面積は1,489㎡でございます。

整理番号31-1002は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものでございます。案内図は16ページをご覧ください。契約期間は3年8カ月です。件数は1件、1筆、面積は1,140㎡でございます。

補足説明をいたしますと、31-1002の利用権の設定を受ける者は47歳の女性です。平成27年に新規就農者認定を受けておりますが、この技術認定の際に、相模湖地区で、当時の農業委員、青木現推進委員に確認を受けております。現在、若柳の農地3筆で、合計1,510㎡を利用権設定し、露地野菜等を栽培しております。今回の利用権設定の農地においては、大豆や小麦等の栽培を行う予定と聞いております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第6号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程9議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

それでは続いて、日程 10 議案第 7 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、13 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 1 から 31 - 3 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。平成 31 年 4 月 25 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14 ページをご覧ください。案内図は 17 ページから 19 ページをご覧ください。

整理番号 31 - 1 から 31 - 3 は、耕作者への貸し出しのため、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が所有者から借り受けるものです。件数は 3 件、4 筆、面積は合計 4,114 m²で、全て新規の申請です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 7 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 10 議案第 7 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 1 議案第 8 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、15 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3 1 - 4 から 3 1 - 5 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。平成 3 1 年 4 月 2 5 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、16 ページをご覧ください。案内図は 1 8 ページから 1 9 ページをご覧ください。

整理番号 3 1 - 4 から 3 1 - 5 は、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すものです。件数は 2 件、3 筆、面積は 2, 0 0 3 m²で、全て新規の申請です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 8 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 1 1 議案第 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 2 議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 2 議案第 9 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、1 0 番小林委員には、恐れ入りますが、ご退席をお願いいたします。

1 0 番 小林康史委員 退席

議長（八木会長）

それでは、日程 1 2 議案第 9 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1 7 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 9 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3 1 - 6 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。平成 3 1 年 4 月 2 5 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、1 8 ページをご覧ください。案内図は 1 7 ページにお戻りください。

整理番号 3 1 - 6 は、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すもので、新規の申請になります。件数は 1 件、1 筆、面積は 2, 1 1 1 m²です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 9 号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程 1 2 議案第 9 号については、原案のとおり決定いたしました。

議事が終了いたしましたので、1 0 番小林委員には、ご着席をお願いいたします。

10番 小林康史委員 着席

日程 1 3 報告第 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 3 報告第 1 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、19 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 1 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。別紙の者につき、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項に規定する農業相続人と認め、同法施行令第 40 条の 7 第 2 項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。平成 31 年 4 月 25 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 20 ページをご覧ください。

整理番号 1 - 73 につきましては、緑区下九沢に所在の 1 筆、495 m²の相続に伴うものです。当該地の相続税の納税猶予の特例を受けるため、相続人より適格者証明願の提出があったものです。申請された農地につきましては、現地調査を行いまして、普通畑として良好に管理されていることを確認いたしました。また、申請者につきましても、耕作に必要な農機具を有していること、引き続き農業経営を行う意思がある旨を確認し、相続税の納税猶予に関する適格者であると判断いたしました。

よって、整理番号 1 - 73 につきましては、3 月 15 日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 3 報告第 1 号を終わります。

日程 1 4 報告第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

て

議長（八木会長）

日程 1 4 報告第 2 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、21 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 2 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。生産緑地法第 10 条の規定に基づいて買い取り申し出る生産緑地につき、別紙の買い取り申し出事由の生じた者が農業の主たる従事者に該当することを認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。平成 31 年 4 月 25 提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 22 ページ以降をご覧ください。

まず、本庁管内の 4 件について、ご説明いたします。

証明番号 2 - 22 につきましては、緑区下九沢に所在の生産緑地 2,315 m²の農業の主たる従事者が、平成 30 年 4 月に死亡したことに伴うものです。

次に、証明番号 2 - 23 につきましては、南区磯部に所在の生産緑地 580 m²の農業の主たる従事者が、平成 30 年 4 月に死亡したことに伴うものです。

続いて、証明番号 2 - 24 につきましては、南区磯部に所在の生産緑地 569.20 m²の農業の主たる従事者が、平成 30 年 9 月に死亡したことに伴うものです。

証明番号 2 - 25 につきましては、中央区南橋本 4 丁目に所在の生産緑地 519 m²の農業の主たる従事者が、平成 30 年 8 月に死亡したことに伴うものです。

当該地の買い取り申し出をするため、申し出者より主たる従事者の証明願の提出がありました。このことにつきまして、ご家族及び近隣の方から事情を聞き、現地調査をしたところ、買い取り申し出事由の生じた者は農業経営に従事してきたことが確認されたため、地区農業委員さんの意見を伺いまして、証明番号 2 - 22 は 3 月 11 日付で、証明番号 2 - 23 は 3 月 18 日付で、証明番号 2 - 24 は 3 月 26 日付で、証明番号 2 - 25 は 3 月 28 日付で証明書を発行いたしました。

次に、津久井事務所管内の 1 件について、ご説明いたします。

証明番号 2 - 1002 につきましては、緑区町屋 2 丁目に所在の生産緑地 1,785 m²の農業の主たる従事者が、平成 30 年 1 月に死亡したことに伴うものです。当該地の買い取り申し出をするため、申し出者より主たる従事者の証明願の提出がありました。このことにつきまして、ご家族及び近隣の方から事情を聞きまして、現地調査をしたところ、買い取り申し出事由の生じた者は農業経営に従事してきたことが確認されたため、地区農業委員さんの意見を伺いまして、4 月 3 日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 4 報告第 2 号を終わります。

日程 1 5 報告第 3 号 農地所有適格法人の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 5 報告第 3 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、24 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 3 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。平成 31 年 4 月 25 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、25 ページ及び 29 ページをご覧ください。

25 ページはミヤコ農園株式会社から、29 ページは有限会社ぶるべの樹から、それぞれ報告書の提出がありました。農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを確認しました。報告書につきましては、ミヤコ農園については 26 ページから 28 ページを、ぶるべの樹につきましては、30 ページから 32 ページの内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 5 報告第 3 号を終わります。

日程 1 6 報告第 4 号 農地造成工事の完了報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 6 報告第 4 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、33 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 4 号 農地造成工事の完了報告について。別紙農地造成工事施工完了報告について、農地造成工事指導要綱第 1 2 条第 1 項の規定により検査した結果、承認どおり工事が完了したと認められるため、同条第 4 項の規定により報告する。平成 3 1 年 4 月 2 5 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、34 ページをご覧ください。

承認番号 1 1 - 6 は、2 月 2 5 日に承認を行った農地造成工事で、3 月 2 8 日に事務局にて中間検査を行い、4 月 8 日に地区担当委員さんと完了検査をし、専決処理したので報告するものです。今後の作付計画は、ブルーベリー等を予定しております。工事前、工事後の状況は、スクリーンをご覧ください。当該地は、ブルーベリー等の栽培に適した土壌改良で盛り土したものです。工事後の隣接地との境界につきましては、内側に向かってなだらかに盛り土され、被害防除を行っております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 6 報告第 4 号を終わります。

日程 17 報告第 5 号 非農地証明書の発行について

議長（八木会長）

続いて、日程 17 報告第 5 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいただきます。

事務局（松島所長）

それでは、35 ページをご覧ください。報告議案を朗読いたします。

報告第 5 号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。平成 31 年 4 月 25 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、36、37 ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内と津久井事務所管内を合わせた合計 6 件でございます。

非農地の状況の内訳としましては、山林が 4 筆、資材置き場が 2 筆、建築物の敷地が 1 筆、駐車場が 1 筆、合計 6 件、8 筆で、3,873 m²です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 17 報告第 5 号を終わります。

日程 18 報告第 6 号 国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会

に対する調査結果の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 18 報告第 6 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、38 ページをご覧ください。報告議案を朗読いたします。

報告第 6 号 国税徴収法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、東京国税局長に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。平成 31 年 4 月 25 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、39 ページをご覧ください。

番号 1001 は、3 月 11 日付で、東京国税局より照会を受けた土地です。3 月 13 日に地区担当委員さんと現地を調査いたしました。この土地は資材置き場として過去に転用許可が出されておりまして、現在は家庭菜園としての利用が見られますが、農地ではないとの判断から、非農地として 3 月 25 日付で回答をいたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 18 報告第 6 号を終わります。

日程 19 報告第 7 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する

調査結果の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 19 報告第 7 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、40 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 7 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。平成 31 年 4 月 25 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、41 ページをご覧ください。

横浜地方法務局相模原支局より照会を受けた土地、1 件、1 筆です。4 月 2 日に地区担当委員さんと現地を調査し、宅地であることを確認いたしました。本案件は農地転用届け出済みであり、原状回復命令を発する予定はなしとして、4 月 8 日付で回答したものです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 19 報告第 7 号を終わります。

日程 20 報告第 8 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告

について

議長（八木会長）

続いて、日程 20 報告第 8 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、42 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 8 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号及び第 8 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。平成 31 年 4 月 25 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、43 ページから 45 ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁管内と津久井事務所管内を合わせて 10 件、67 筆でございます。現況地目が農地につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 20 報告第 8 号を終わります。

日程 2 1 報告第 9 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告につ

いて

議長（八木会長）

続いて、日程 2 1 報告第 9 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、46 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 9 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号及び第 8 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。平成 31 年 4 月 25 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、47 ページから 59 ページをご覧ください。

第 4 条の届け出は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、28 件、39 筆でございます。

第 5 条の届け出件数は、同じく本庁分と津久井事務所分を合わせて、39 件、75 筆になります。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 2 1 報告第 9 号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 2 回総会を終了いたします。